

(児童福祉分野版)

保育所

【内容評価基準】

A-1 保育所保育の基本

A-1-(1) 養護と教育の一体的展開

A-1-(1)-① 保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。

【判断基準】

- a) 保育課程が、保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、家庭及び地域の実態に即してよく編成されている。
- b) 保育課程が、保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、家庭及び地域の実態に即して編成されているが、改善が必要である。
- c) 保育課程が、保育の方針や目標に基づき、発達過程や家庭及び地域の実態に即して編成されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 保育所保育指針は「保育所における保育は養護及び教育を一体的に行うことを特性とする」と定めた児童福祉施設最低基準第35条に基づくもので、「保育所における保育の内容に関する事項」と「関連する運営に関する事項」を規定しています。
- 保育課程は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法に示されていることをふまえ、保育所保育指針に基づき、編成されていることが大切です。
- 保育課程は、保育所保育の根幹であり、入所しているすべての子どもを対象とし、発達過程を踏まえ、保育所生活を通して総合的に展開されるものです。入所期間に、保育の目標を達成することができるよう全体的かつ一貫性のある計画であり、施設長の責任の下、全職員の参画により創意工夫して編成されるものです。
- 保育課程は、地域の実態や子どもや家庭の状況、保育時間などを考慮し、子どもの育ちに関する長期的見通しを持って適切に編成されなければなりません。
- 保育課程は、子どもの生活の連続性や発達の連続性に留意し、各保育所が創意工夫して保育できるよう、編成されなければなりません。

評価の着眼点

- ☐ 保育課程が、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて編成されている。
- ☐ 保育課程が、保育の方針や目標に基づいて編成されている。
- ☐ 保育課程が、子どもとその背景や地域の実態、また家庭の状況や保育時間などを考

慮して編成されている。

- ☐ 保育課程は職員全員が参画して編成している。
- ☐ 保育課程の編成は、定期的に評価し、評価に基づき改善されている。

A-1-(1)-② 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。

【判断基準】

- a) 適切な環境が整備され、保育の内容や方法が十分配慮されている。
- b) 適切な環境が整備され、保育の内容や方法が配慮されているが、改善が必要である。
- c) 適切な環境や保育の内容・方法ともに配慮されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 保育所保育指針では、乳児保育に取り組む上での基本を、乳児保育の配慮事項として示しています。
 - ✎ 疾病への抵抗力の弱さ、心身の機能の未熟さから、一人ひとりの発育・発達や健康状態の適切な判断に基づく保健的な対応を行うこと。
 - ✎ 一人ひとりの生育歴の違いに留意し、特定の保育士が応答的に関わるよう努めること。
 - ✎ 職員間や嘱託医との連携を図ること、また、栄養士及び看護師等が配置されている場合は、その専門性を生かした対応を図ること。
 - ✎ 保護者との信頼関係をもとに保育を進め、保護者からの相談に応じる等保護者への支援に努めること。
 - ✎ 担当の保育士が替わる場合には、職員間で協力して対応すること。
- 本評価基準は、乳児保育にふさわしい環境の整備や保育の内容・方法について評価するものです。保育所保育指針において就学前の保育が生涯にわたる「生きる力の基礎を培う」とされていることから、特に乳児期の発達特性や一人ひとりの状況に配慮した取組であるかを評価します。
- 評価にあたっては、保育者のかかわりや保育室の環境、個別の指導計画や記録等に配慮・工夫しているかどうか等を評価します。

評価の着眼点

- 保育室は明るく衛生的で、温かな雰囲気があり、なおかつ安全性に配慮しながら、子どもが安心して人やものとかかわれる環境が整備されている。
- 心身の状態が把握され、日常の状態の観察を行うなど、保健的な配慮をしている。
- 個別の指導計画を作成するとともに、一人ひとりの子どもに応じた記録や評価を行っている。
- 保育士は衛生面に配慮をしながら、子ども一人ひとりの状態に応じて丁寧なかかわりをしている。

- ☐ 授乳は、子どもが要求する時に、抱いて目をあわせたり、微笑みかけたりしながらゆったりと飲ませている。
- ☐ 離乳食については、家庭と連携をとりながら、一人ひとりの子どもの状況に配慮して行っている。
- ☐ おむつ交換時は、やさしく声をかけたり、スキンシップをとりながら行っている。
- ☐ 一人ひとりの生活リズムに合わせて食事や睡眠をとることができるように、静かな空間が確保されるとともに一人ひとりに応じた援助が行われている。
- ☐ 外気に触れたり、戸外遊びを行う機会を設けている。
- ☐ 喃語（なんご乳児のまだ言葉にならない声）には、ゆったりとやさしく応えている。
- ☐ 顔を見合ってあやしたり、乳児とのやり取りや触れ合い遊びを行っている。
- ☐ たて抱き、腹這いなど、子どもの姿勢を変えている。
- ☐ 全職員にSIDSに関する必要な知識が周知され、乳児を寝かせる場合には仰向けにし、呼吸や健康状態を定期的に確認している。
- ☐ 特定の保育者との継続的な関わりが保てるよう配慮している。
- ☐ 子どもの状態や育ちについて保護者に伝えるとともに、保護者の相談に応じる等、家庭と連携した取組や配慮がされている。

A-1-(1)-③ 1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。

【判断基準】

- a) 適切な環境が整備され、保育の内容や方法が十分配慮されている。
- b) 適切な環境が整備され、保育の内容や方法が配慮されているが改善が必要である。
- c) 適切な環境や保育の内容・方法とも配慮されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 保育所保育指針では、3歳未満児（1・2歳児）保育に取り組む上での基本を、3歳未満児の保育の配慮事項として示しています。
 - ✎ 感染症にかかりやすいので、日常の状態の観察を十分に行うとともに、適切な判断に基づく保健的な対応を心がけること。
 - ✎ 生活に必要な基本的な習慣については、一人一人の状態に応じ、落ち着いた雰囲気の中で、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重すること。
 - ✎ 探索活動が十分できるように、活動しやすい環境を整え、様々な遊びを取り入れること。
 - ✎ 子どもの自我の育ちを見守り、その気持ちを受け止めく友達の気持ちや友達との関わり方を丁寧に伝えていくこと。
 - ✎ 情緒の安定を図り、子どもの自発的な活動を促していくこと。
- 本評価基準は、1・2歳児の保育における養護と教育が一体的に展開されているかについて評価するものです。保育所保育指針において就学前の保育が生涯にわたる「生きる力の基礎を育む」とされていることから、1・2歳児の子どもにとって相応しい環境の整備や保育へどのように取り組まれているかを評価します。
- 1・2歳児の保育においては、その発達の特徴を踏まえ、一人ひとりの育ちに合わせて基本的な生活習慣が次第に身につくよう、配慮することが必要です。
- その際、子どもの自我の育ちを支えられるよう、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重することや、周囲の環境や人・ものへの探索行動を存分にできるよう、安全に配慮しながら環境を整備したり保育士がかかわったりすることが求められます。
- 評価にあたっては、以上のことを踏まえ、保育者の個別のかかわりや保育室の環境、個別の指導計画や記録に配慮・工夫しているかどうかを評価します。

評価の着眼点

- 心身の状態が把握され、日常の状態の観察を行うなど、保健的な配慮をしている。
- 子ども一人ひとりの育ちに応じて、基本的な生活習慣を身につけられるような配慮がされている。
- 基本的な習慣について、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重して関わっている。
- 探索活動が十分に行えるような環境が整備され、子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育者がかかわっている。
- 子どもの自我の育ちを受け止めるとともに、子ども同士のもめ事等に対して保育者が適切なかわりをしている。
- 様々な年齢の子どもや、保育士以外の大人との関わりがある。
- 「自分で」と言ったり、「いや」と拒否したりするなど、自己主張が強くなるが、自我が順調に育っている証拠であり、保育士等は子どもの気持ちをしっかりと受けとめている。
- 子どもの状態や育ちについて保護者に伝えるとともに、保護者の相談に応じる等、家庭と連携した取組や配慮がされている。

A-1-(1)-④ 3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。

【判断基準】

- a) 適切な環境が整備され、保育の内容や方法が十分配慮されている。
- b) 適切な環境が整備され、保育の内容や方法が配慮されているが改善が必要である。
- c) 適切な環境や保育の内容・方法ともに配慮されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 保育所保育指針では、3歳以上児（3・4・5歳児等）保育に取り組む上での基本と配慮事項を以下のように示しています。
 - ✎ 基本的な習慣や態度を身に付けることの大切さを理解し、適切な行動を選択できるよう配慮すること。
 - ✎ 遊びの中で、全身を動かして意欲的に活動することにより、体の諸機能の発達が促され、興味や関心が戸外にも向くようにすること。
 - ✎ けんかなど葛藤を経験しながら次第に相手の気持ちを理解し、相互に必要な存在であることを実感できるよう配慮すること。
 - ✎ 生活や遊びを通して、決まりの大切さに気づき、自ら判断して行動できるよう配慮すること。
 - ✎ 自然との触れ合いにより、豊かな感性や認識力、思考力及び表現力が培われ、自然との関わりを深めるように工夫すること。
 - ✎ 自分の気持ちや経験を自分なりの言葉で表現することの大切さに留意し、子どもの話しかけに応じるよう心がけること。また、子どもが仲間と伝え合ったり、話し合うことの楽しさが味わえるようにすること。
 - ✎ 感じたこと、思ったこと、想像したことなどを、様々な方法で創意工夫を凝らして自由に表現できるよう、環境の設定に留意すること。
 - ✎ 保育所の保育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに留意し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにすること。
- 本評価基準は、3歳以上児の保育における養護と教育が一体的に展開されているかについて評価するものです。
- 3歳から就学前までの子どもの保育は、その発達的特徴を踏まえ、一人ひとりの育ちに合わせて基本的な生活習慣の定着を図るとともに、友だちや他の人々とのかわりが深まり、ものごとへの関心を高めていくことができるよう、配慮することが必要です。

- 保育所保育指針に5領域として示されている内容を、生活や遊びを通して総合的に身につけられるよう計画を立て、実践することが求められます。
- その上で、まず集団の中で安定して過ごすことができるようになることから、自己を十分発揮できるようになる段階を経て、友だちと協力して何か一つのことをやり遂げるような、協同的な活動ができる段階に至るよう、保育環境を整え、計画することが重要です。
- 評価にあたっては、以上のことを踏まえ、保育者の個々の子どもならびに集団へのかかわり方や保育室の環境、指導計画・個別記録・これまでの諸記録について、配慮や工夫しているかどうか等を評価します。

| | |--------| | 評価の着眼点 | |--------|

- ☐ 子ども一人ひとりの育ちに応じて、基本的生活習慣の定着が図られている。
- ☐ 3歳児の保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のあ
る活動に取り組めるような環境が整えられ、保育者が適切にかかわっている。
- ☐ 4歳児の保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽し
みながら遊びや活動に取り組めるような環境が整えられ、保育者が適切にかかわっ
ている。
- ☐ 5歳児の保育に関して、集団の中で一人ひとりの個性が活かされ、友だちと協力し
て一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境が整えら
れ、保育者が適切にかかわっている。
- ☐ 子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の
小学校等に伝える工夫や配慮がされている。

A-1-(1)-⑤ 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。

【判断基準】

- a) 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに十分配慮されている。
- b) 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されているが、改善が必要である。
- c) 小学校との連携や就学を見通した計画や、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 保育所保育指針によって、保育所児童保育要録を小学校に送付することが求められるとともに、生活や発達の連続性を踏まえ、小学校との積極的な連携を行うことがますます重要になっています。
- さらに重要なことは、子どもの発達の連続性を見据えた上で、保育所における保育が行われていること、子どもたちの生活が小学校へつながるものとして考えられ、その姿が保護者や学校に伝えられていることです。その意味では、ある特定のニーズをもった子どもに関する連携だけでなく、子どもたち全体に対してどのような計画が立てられ、保育が行われているかがポイントです。
- 本評価基準では、小学校との連携や就学を見通した保育がどのように行われているか、その計画・内容・方法についてと、保護者に対してどのようなかかわりがされているかを評価します。
- ここでは、学びに向かう際に基礎となる自尊感情を育むこと、友だちと一緒に学ぶための社会性を培うこと、知る楽しみや好奇心を大切にすることなどが基本です。
- また、活動の中で文字や数等を扱う場合でも、生活や遊びを通して、自然な形で子どもたち認識されるよう配慮されることが必要です。
- 保育者が小学校教員等と交流したり合同で研修したりすること、就学することについての保護者の不安を取り除き、期待と見通しが持てるようにすることなども重要です。
- 可能な範囲において、子どもたちと小学生との交流などが計画・実行されることが望まれます。
- 評価にあたっては、指導計画等に小学校への連携や就学に向けた取組が記載されているか、子どもの好奇心に応え、友だちと興味関心に沿った協同的な活動に取り組んでいるか、小学校との連携や研修・協議などを行っているか、保護者に対して小学校以降の生活を見通せるような関わりを持っているかなどをもとに評価します。

評価の着眼点

- ☐ 計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた保育が行われている。
- ☐ 子ども同士で問題を解決し、協力して何かを作り上げるような活動がされている。
- ☐ 何かに挑戦したり、知的好奇心を伸ばすような活動がされている。
- ☐ 小学校のことについて知ったり、小学生と交流したりすることで、子どもが小学校以降の生活について見通しを持てるようにする機会が設けられている。
- ☐ 保育者が小学校教員と意見を交流したり、合同で研修したりする場が設けられている。
- ☐ 保護者が小学校以降の子どもの生活について見通しを持てるような場が設けられている。
- ☐ 保育所児童保育要録の作成にあたって、保護者との信頼関係を基盤に、施設長の責任のもとに関係する職員が参画している。

言葉の定義

小学校との連携：就学前の子どもの育ちをそれ以降の生活や学びにつなげていくことは保育所の大切な役割である。保育所保育指針第4章では、「小学校との連携」として、「小学校との積極的な連携を図るよう配慮すること」、「子どもの育ちを支えるための資料」となる「保育所保育児童要録」を保育所から小学校へ送付することになっている。

A-1-(2) 環境を通して行う保育

A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。

【判断基準】

- a) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が十分整備されている。
- b) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されているが、改善が必要である。
- c) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことができるような人的・物的環境が整備されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 保育所保育指針では、保育所は子どもの福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場であるべきことが規定されています。また、環境を通して行う保育は、就学前の保育の基本です。
- 子どもの生活が安定し、活動が豊かなものになるように、人的・物的環境を計画的に構成、工夫して保育を行うことが大切です。
- 物的環境としては、採光や換気、保温、清潔等の環境保健、危険の防止、保育室環境の色彩や音、家具や遊具の素材・配置等を整備することにより、家庭的な親しみを持ってくつろげる場となるようにする配慮が求められます。また、子どもが食事や睡眠・排泄等の空間が心地よいものとして整備されていることが必要です。さらに子どもの自発的な活動を生み出し、子どもの発育・発達が促されるような教育的環境も重要です。
- 人的環境としては、優しく、穏やかな声や表情の保育者、保護者や地域の人々など多様な人々の子どもへのかかわりが、子どもの安定した生活に寄与するよう整えられていることが求められます。
- 本評価基準では、清潔で安全な環境を基本として、生活の場として子どもたちの心身の安らぎ、くつろぎといった養護の基本を支える人的・物的環境づくりに向けた取組について評価します。

評価の着眼点

- ☐ 採光や換気、保温、清潔等の環境保健に配慮している。
- ☐ 設備の管理や清掃、寝具の消毒や乾燥などが十分に行われ、保育所の屋内・外ともに清潔に保たれている。

- ☐ 手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備が用意され、安全への工夫がされている。
- ☐ 食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。
- ☐ 子どもと保育者の信頼関係が築かれ、子どもが不安になった時などにいつでも応じられるように、保育者が身近にいる。
- ☐ 一人ひとりの子どもがくつろいだり落ち着ける場所がある。
- ☐ 安心した環境の中で、自由に遊びに取り組めるよう配慮されている。
- ☐ 保育室の環境の色彩や音、家具や遊具の素材・配置等が工夫されており、安心して豊かな活動できるように配慮されている。

A-1-(2)-② 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。

【判断基準】

- a) 基本的な生活習慣を身につけ、身体的な活動ができるような環境が十分整備されている。
- b) 基本的な生活習慣を身につける環境や身体的な活動ができるような環境が整備されているが、改善が必要である。
- c) 基本的な生活習慣を身につけたり身体的な活動ができるような環境が整備されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、子どもたちが健康・安全な生活に必要な基本的な生活習慣を身につけることができるような環境が整えられているか、また積極的に体を動かし、戸外に出るなどして進んで運動しようとする時間や環境が整備されているかについて評価します。また、評価基準では、子どもが生活習慣を確立するため、一人ひとりの子どもに合わせて援助する姿勢があるかどうか、子どもの気持ちを大切にしながら、子どもが自分でやろうとする気持ちを育む工夫がされているかといった点を評価します。
- 保育所における子どもの生活の中で、次第に基本的な生活習慣を身につけていくことが重要であり、そのための環境の整備や配慮がされることが必要です。同時に、生きていく上で必要な身体づくりの基盤をなすのが乳幼児期です。保育所では、子どもたちが進んで戸外に出て、十分に体を動かすことができるよう、適切な時間や環境を整備することが必要です。

評価の着眼点

- 食事、排泄、睡眠、着脱、清潔などの基本的な生活習慣の確立ができるよう、人権に配慮した環境が整えられている。
- トイレに行くことをせかしたり、強制したりせずに、一人ひとりのリズムに合わせてるようにしている。
- おもらしをしたときに、その都度やさしく対応し、子どもの心を傷つけないよう配慮している。
- 衣服の脱ぎ着に際して、せかしたり、着せてしまったりしないで、自分でやろうとする子どもの気持ちを大切にしている。
- 子どもが自分で着脱しやすいように、衣類の整理の仕方や着方の援助について工夫している。

- ☐ 午睡時には、安心して心地よい眠りにつけるように配慮している。
- ☐ 一人ひとりの状態に応じて活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。
- ☐ 自分の健康に関心を持ち、病気の予防や健康増進のための習慣や態度を身につけられるような働きかけがされている。
- ☐ 遊びの中で、子どもたちが自ら進んで体を動かすことができるような働きかけがされている。
- ☐ 戸外で遊ぶ時間や空間が確保されている。
- ☐ 様々な遊具や用具を使った運動や遊びを楽しむことができるような環境が工夫され、整備されている。

A-1-(2)-③ 子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。

【判断基準】

- a) 子どもが主体的に活動したり、友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が十分整備されている。
- b) 子どもが主体的に活動したり、友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されているが、改善が必要である。
- c) 子どもが主体的に活動したり、友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもが主体的に活動するためには、第一に、子どもが自らしてみようとする気持ちを受け止めること、第二に、安心して挑戦していくことができるように働きかけること、第三に、子どもが自らやり遂げたことを受け止めて子どもの満足感や達成感を共有することが重要です。
- また、子どもの主体的な活動や遊びが促され、友だちと協同で活動できるような環境や援助が必要となってきます。個別にじっくりと取り組める環境のほか、友だち同士のやりとりを促すような保育環境を整えるとともに、保育者が子ども同士の活動をつなぐような援助が大切です。
- 様々な人間関係として、クラスの友達以外にも異年齢児や保育所の中の大人、地域の方との関わり等、豊かな人との関わりの場が設定されているかどうかも重要です。
- 本評価基準では、子どもが主体的に活動できる環境や友達との協同的な体験ができる環境や援助について、指導計画に位置付けられるとともに、保育日誌等の記録に明記されているかといった点から子どもの主体的な関わりや体験による相互作用などについて判断し、評価します。

評価の着眼点

- ☐ 子どもの発達段階や興味関心に即した玩具や遊具などが用意されている。
- ☐ 子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。
- ☐ 子どもが自由に遊べる時間や空間が確保されている。
- ☐ 子どもが友だちと協同して遊べるような機会が提供されている。
- ☐ 異年齢の子どもとの交流が行われている。
- ☐ 当番活動など子どもが役割を果たせるような取り組みが行われている。
- ☐ 子どもが自発性を発揮できるような働きかけをしている。
- ☐ 子どもたちが友だちと協同して活動できるような働きかけをしている。

- ☐ 子ども同士の関係をよりよくするような適切な言葉かけをしている。
- ☐ けんかの場面では、危険のないように注意しながら、子どもたち同士で解決するように援助している。
- ☐ 順番を守る、あいさつができる、物を大切に扱うなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。

A-1-(2)-④ 子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。

【判断基準】

- a) 子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が十分整備されている。
- b) 子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境がどちらかといえば整備されている。
- c) 子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 生活環境の変化から、子どもたちは身近な自然に触れたり、様々な人とかかわったりすることが難しくなっています。たとえ自然環境が豊かな地域に住んでいても、積極的に自然とかかわるためには、これまで以上に保育者の配慮が必要です。物理的にあまり豊かとは言えない環境においても、子どもたちが主体的に自然や社会にかかわることができるように工夫することによって、その効果を最大限にすることが考えられます。
- 本評価基準では、子どもが主体的に身近な自然や社会と関わるができるような工夫や取組を評価します。
- 具体的には、指導計画の中に保育環境や身近な自然や社会と関わるために必要な配慮・援助などが記載されているか、実際に保育に取り入れて子どもが主体的にかかわっているか、といった点を評価します。

評価の着眼点

- ☐ 子どもが身近に動植物に接する機会をつくっている。
- ☐ 庭や散歩で拾ってきた葉や木の実など、季節感のある素材を子どもたちが積極的に利用し、遊びや環境の中に取り入れている。
- ☐ 散歩や行事などで、子どもたちが主体的に地域の人たちに接する機会をつくっている。
- ☐ 地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。
- ☐ 季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える地域の伝統的な行事などを日常保育の中に取り入れている。
- ☐ 季節や自然に対する興味を広げるために、関連した絵本等が準備されている。

A-1-(2)-⑤ 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。

【判断基準】

- a) 豊かな言語環境や様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が十分整備されている。
- b) 言語環境や様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されているが、改善が必要である。
- c) 言語環境や様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、保育の中で、言葉を含めて様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されているかについて評価します。
- 評価にあたっては、指導計画に、子どもが様々な言語や表現活動に触れたり体験できたりするような工夫や配慮が記載されていること、実際に子どもが表現したものが尊重され、保育環境の中にいかされていることなどを評価します。

評価の着眼点

- ☐ 遊びや活動の中で、様々な話し言葉に触れる機会が設けられている。
- ☐ 絵本の読み聞かせや紙芝居などを積極的に取り入れている。
- ☐ 保育の環境には、写真や絵などとともに、自然な形で文字が取り入れられている。
- ☐ 子どもが遊びの中で自由に歌ったり、踊ったりすることができる。
- ☐ 子どもが遊びの中で自分自身の興味・関心に応じて、様々な楽器を楽しむようになっている。
- ☐ クレヨン・絵具・粘土・紙など、様々な素材や用具などを子どもが自分で考え選んで工夫して遊ぶことができるように用意されている。
- ☐ 身体を使った様々な表現遊びが取り入れられている。
- ☐ 子どもがいろいろな人に対して、文字や話し言葉、製作物や絵、音楽や身体表現など、様々な方法や媒体で表現する機会が数多くある。

A-1-(3) 職員の資質向上

A-1-(3)-① 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。

【判断基準】

- a) 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が十分図られている。
- b) 保育士等が自己評価に取り組んでいるが、保育の改善が図られていない。
- c) 保育士等が主体的に自己評価に取り組んでいない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 保育所保育指針第4章2-(1)「保育士等の自己評価」において、「保育士等は、保育の計画や保育の記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通してその専門性の向上や保育実践の改善に努めなければならない」と、保育士が自らの保育実践に対する自己評価を行うことが示されています。
- 保育士等が行う自己評価は保育実践の改善のために行うものです。評価の視点として「子どもの育ちを捉える視点」と「自らの保育を捉える視点」があります。
- また、「保育士等の自己評価を踏まえ、当該保育所の保育の内容等について自ら評価を行い」と、保育士の自己評価を踏まえた保育所の自己評価を行うことが示されています。
- また、「保育所の自己評価」の留意事項として、保育所の自己評価に際しては「全職員による共通理解を持って取り組むこと」とされています。

評価の着眼点

- 保育士等が、記録や職員間の話し合い等を通じて自らの保育実践を振り返ることにより、自己評価に取り組んでいる。
- 自己評価に当たって、子どもの活動やその結果だけでなく、子どもの心の育ちや意欲、取り組む過程に配慮している。
- 保育士が自己評価により、自らの保育実践を振り返り、改善や専門性の向上に努めている。
- 保育士の自己評価を「自己評価ガイドライン」等に基づいて、定期的に行っている。
- 保育士等の自己評価が互いの学び合いや意識の向上につながっている。

A-2 子どもの生活と発達

A-2-(1) 生活と発達の連続性

A-2-(1)-① 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。

【判断基準】

- a) 子ども一人ひとりを受容した保育内容や保育士の援助が適切に行われている。
- b) 子ども一人ひとりを受容した保育内容や保育士の援助が行われているが改善が必要である。
- c) 子ども一人ひとりを受容した保育内容や保育士の援助が行われていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもの最善の利益を考慮し、心身共に健やかな子どもを育てるために子どものあがるがままの姿を受け止め、きめ細やかな関わりや援助をしていくことが必要です。そのためには、子どもを理解することが重要です。
- また、子どもを受容していくためには、家庭環境や生活リズム、また身体的成長の差等から生じる子ども一人ひとりの違いを十分に把握し、その対応のために職員間での理解を深めておく必要があります。
- その際、指導計画などに、一人ひとりの子どもを受容するための援助が書かれていることが望ましく、気になる場面や記録については、①子どもの内面や状況をよく理解しているか、②保育上の明確かつ適切な意図があるか（ただし、いずれも子どもの心を傷つけたりダメージを与えたりしない範囲のものでなければならない）、③保護者との連携、④危険がないかどうか、といった点に留意してあらためてその援助の内容を確認する必要があります。
- 本評価基準では、子ども一人ひとりへの理解を深めるとともに、受容することによって状態に応じた配慮が行われているか保育所における取組を評価します。

評価の着眼点

- 家庭環境や生活リズム、また身体的成長の差等から生じる子ども一人ひとりの違いを十分に把握し、尊重している。
- 子どもに分かりやすい穏やかな言葉づかいで、おだやかに話している。
- 「早くしなさい」とせかす言葉や「ダメ」「いけません」など制止する言葉を不必要に用いないようにしている。
- 子どもの欲求や要求に対して、そのつど気持ちを受け止めて対応している。

- 子どもの質問に対して、「待ってて」「あとで」などと言わずに、なるべくその場で対応している。
- 「いや」などと駄々をこねたり、自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。
- 登所時に泣く子どもに対して、放っておいたり、叱ったりするのではなく、子どもの状況に応じて、抱いたり、やさしく声をかけたりしている。

A-2-(1)-② 障がいのある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、
保育の内容や方法に配慮がみられる。

【判断基準】

- a) 障がいのある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に十分な配慮がみられる。
- b) 障がいのある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育内容に配慮がみられるが改善が必要である。
- c) 障がいのある子どもが安心して生活できる保育環境や保育内容について、配慮されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 保育所保育指針第4章において、「一人一人の子どもの発達過程や障がいの状態を把握し、適切な環境の下で、」障がいのある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、指導計画の中に位置づける」「家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成する」など適切な対応が求められています。
- 本評価基準では、障がい児保育にふさわしい環境の整備と具体的な保育内容・方法について評価します。
- 評価のポイントとしては、障がいのある子どもとそれに係わる保育に関することについて保育所全体で定期的に話し合う機会を設けていることや、年1回以上、その内容が保育所全体で共有されるような職員研修の取組がある等、組織的な対応が図られていることのほか、子どもが受けている医療や療育に同行する、あるいは手紙等で相談し、助言を受ける、専門家の巡回訪問相談がある、専門家との事例研究会を行っているなど必要に応じて医療機関や専門機関から相談や助言を受けていることがあげられます。
- 保育の方法や内容について、個別の指導計画を作成し、日常的に保護者と話して理解を得ることや、子どもの発達状況・課題発達について情報を共有し、認識の相違をなくすよう努めているといった保護者との連携も重要なポイントとなります。その際、医療機関や専門機関による療育方針・方法を共有している、あるいは専門機関の療育を受けていない場合には、必要に応じて紹介をするといった取組も必要です。
- 障がいのある子ども情緒の安定や意欲の向上のために、好きなことや得意なことを中心として、どのようにすればその子どもが保育所や家庭で楽しく過ごすことができるかを考えることが必要です。
- 加えて、連絡帳、送迎時の日常的な情報交換のほか、個人面談などを通じて家庭と保育所それぞれにおける子どもの姿について情報を交換し、共有している（日常的

に保護者に保育所での子どもの様子を話しているか、保育所は家庭での様子を理解しているか) ことが大切です。

- あわせて、保育所の保護者全体に対しても障がい児保育への正しい認識ができるような取組も重要となります。

評価の着眼点

- ☐ 子ども同士に関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。
- ☐ 障がいの内容等に応じて建物、設備等の環境への配慮がみられる。
- ☐ 障がいのある子どもの生活の質を高められるよう、その子どもの特性を活かすように遊びや全体の保育の計画が作成されている。
- ☐ 障がいのある子どもの特性に配慮した個別の計画が立てられている。
- ☐ 保護者との連携を密にし、相互理解を図っている。
- ☐ 障がい児保育について保育所全体で定期的に話し合う機会を設けている。
- ☐ 障がい児保育に携わる者は、障がい児保育に関する研修を受けている。
- ☐ 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。
- ☐ 保護者に障がい児保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。

A-2-(1)-③ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法が配慮されている。

【判断基準】

- a) 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に十分配慮されている。
- b) 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されているが改善が必要である。
- c) 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 保育所保育指針第4章において、「子どもの発達過程、生活のリズム及び心身の状態に十分配慮して、保育の内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携などを指導計画に位置づけること」とされています。
- 本評価基準では、長時間にわたる保育にふさわしい環境の整備と具体的な保育内容・方法について評価します。なお、本評価基準に言う「長時間にわたる保育」とは特別保育事業としての「延長保育」に限らず、通常の保育所保育が長時間にわたることも含むことに留意が必要です。
- 指導計画等に長時間保育についての位置づけがされていることを基本として、家庭的な雰囲気やくつろぎをつくりだすための工夫や実際の効果を評価するほか、職員間の引継ぎや保護者との連携について子どもの健康状態、保護者に伝えるべき事柄、保育上の留意点等が確実に引き継ぎ、伝達されているかといった点を評価します。

評価の着眼点

- 1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、計画性をもった取組となっている。
- 畳やじゅうたん、ソファなど寝転ぶことができる環境、おもいおもいに遊ぶことができる遊具などがあり、家庭的な雰囲気が感じられる。
- 長時間保育を受ける子どもに夕食や軽食が提供され、献立表にその日の夕食や軽食の内容が明記されている。
- 一人ひとりの子どもの要求に応えて、抱いたり、声をかけるなど、ゆったりと接している。
- 異年齢の子ども同士で遊べるように配慮されている。
- 子どもの状況について、職員間の引継ぎを適切に行っている。
- 保護者との連携を密にして、子どもの生活リズムに配慮している。

A-2-(2) 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場

A-2-(2)-① 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。

【判断基準】

- a) 子どもの健康管理は、マニュアルや保健計画などで全職員が共通理解し、子ども一人ひとりの健康状態に応じて適切に実施している。
- b) 子ども一人ひとりの健康状態に応じて健康管理を実施しているが、マニュアルや保健計画などはなく改善が必要である。
- c) 子ども一人ひとりの健康状態に応じた健康管理を、実施していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 保育所保育指針第5章において、「一人一人の子ども」「子ども集団全体」の「健康の保持及び増進並びに安全の確保に努めなければならない」とされています。
- また、「年間を通じて計画的に取り組むこと」「保護者と常に密接な連携を図るとともに、保育所全体の方針や取組について、周知するよう努めること」とされています。
- 健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態と集団の状況に応じて日々、丁寧に実施することが大切です。
- あわせて、組織として子どもの健康管理に関する基本的なマニュアルを整備、それぞれの職員が必要な知識等を習得しておくことが必要となります。
- そのためには、常に保護者から既往症や予防接種の接種状況、乳幼児健診等、子どもの健康状態に関する情報を得られるような取組が必要となります。
- また、子ども一人ひとりの健康状態は関係職員間でその情報が共有されることが大切です。

評価の着眼点

- 既往症や予防接種の状況について常に保護者から情報を得られるように努めている。
- 子ども一人ひとりの健康状態に関する情報が関係職員に周知されている。
- 体調のすぐれない子どもについては、保護者と確認し食事の内容やその日の過ごし方について柔軟に対応している。
- 子どもの体調悪化・けがなどについてはとくに留意して保護者に伝え、事後の確認をしている。
- 健康管理に関するマニュアルや保健計画を作成している。

言葉の定義

保健計画：一人ひとりの子どもの健康の保持、増進のため、保護者と協力を得ながら、生活リズムや食習慣等の把握し発育・発達に適した生活を送ることができるよう援助するための計画。

A-2-(2)-② 食事を楽しむことができる工夫をしている。

【判断基準】

- a) 食事を楽しむことができるよう適切な環境設定や工夫をしている。
- b) 食事を楽しむことができるよう環境設定や工夫をしているが、改善が必要である。
- c) 食事を楽しむことができるよう環境設定や工夫をしていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 保育所保育指針第5章において、「食育の推進」が示されています。その中で「生活と遊びの中で、意欲を持って食に関わる体験を積み重ね、食べることを楽しみ、食事を楽しみ合う子どもに成長していくこと」が期待されています。
- 食事は、子どもの身体的成長の基本であることから、食育計画を作成し保育の計画に位置づけ、その評価及び改善に努めることが求められます。
- 発達にあった調理方法や栄養のバランスはもとより、食育の観点から食生活習慣の確立、栄養・食教育、心の健康づくりという目的に応じて一人ひとりの子どもに配慮することが大切です。
- さらに、子どもと調理員との関わりや調理室など食に関わる保育環境に配慮することが求められます。
- 近年では長時間保育や夜間保育も増加、家庭の食生活との関係に十分配慮しながら、保育所における食生活の充実を図るとともに、食事を介して保護者との連携、保護者への指導、支援も必要とされています。
- 本評価基準では、子どもの発達状況や嗜好に配慮して食事を楽しむことができるような保育所における工夫を評価します。
- なお、本評価基準では主として保育士・調理員・栄養士による取組が評価の対象となります。

評価の着眼点

- ☐ 食事をする部屋としての雰囲気づくりに配慮している。
- ☐ 子どもが友だちや保育士等と一緒に食事を楽しんでいる。
- ☐ 子どもが食べ物に関心を持つよう工夫している。
- ☐ 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。
- ☐ 子どもの負担になるほどに、残さず食べることを強制したり、偏食を直そうと叱ったりしていない。
- ☐ 子どもが落ち着いて食事を楽しめるように工夫をしている。
- ☐ 時には戸外で食べるなど、様々な食事のスタイルの工夫がある。

- ☐ 子どもが育てた野菜などを料理して食べることがある。
- ☐ 子どもが配膳や後片づけなどに参加できるよう配慮している。
- ☐ 調理作業をしている場面を子どもたちが見たり、言葉を交わしたりできるような工夫を行っている。
- ☐ 食に関する豊かな経験ができるよう、保育の計画に位置付けている。
- ☐ 子どもの生活リズムに配慮して食事やおやつを提供している。

A-2-(2)-③ 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。

【判断基準】

- a) 子どもの喫食状況を把握するなどして、献立の作成・調理が十分工夫されている。
- b) 子どもの喫食状況を把握し、献立の作成・調理が工夫されているが、改善が必要である。
- c) 子どもの喫食状況を把握せず、献立の作成・調理の工夫がされていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 保育所が行う給食の調理方法については、子どもの身体状況及び嗜好を十分考慮したものにする必要があります。
- 本評価基準では、保育所における献立の作成や調理の工夫について具体的な取組を評価します。
- なお、本評価基準では主として調理員・栄養士・保育士による取組が評価の対象となります。

評価の着眼点

- ☐ 子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。
- ☐ 残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映させている。
- ☐ 食事の献立については、旬の物や季節感のある食材を活かし、行事食なども随時取り入れている。
- ☐ 食器の材質や形などに配慮している。
- ☐ おやつは、できる限り手作りを心がけている。
- ☐ 栄養士や調理員等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。
- ☐ 子ども一人ひとりの発育状況や体調を考慮した、調理の工夫がされている。

A-2-(2)-④ 健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。

【判断基準】

- a) 健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、保育に十分反映させている。
- b) 健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、保育に反映させているが、改善が必要である。
- c) 健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達せず、保育に反映させていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 健康診断・歯科健診は、一人ひとりの子どもの発育・発達状態や健康の状態を知り、日々の健康管理に有効活用することが大切です。そのためには、記録を残すとともに、子どもの健康増進、又は受診、治療のために、保護者とも連携して進めていく必要があります。
- 診断結果によっては、嘱託医、保護者と連携し適切な援助が受けられるよう、市町村や保健・医療の関係機関と連携を図る必要があります。
- 歯科健診については、歯と口の健康が生涯の心身の健康に影響することから、健診のみではなく、歯磨き指導や食に関する指導なども積極的に取り組む必要があります。

評価の着眼点

- ☐ 健康診断・歯科健診の結果が記録され、職員に周知されている。
- ☐ 家庭での保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。
- ☐ 健康診断・歯科健診の結果を保健計画等に反映させ、保育が行われている。

A-2-(3) 健康及び安全の実施体制

A-2-(3)-① アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。

【判断基準】

- a) アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、専門的な指示を受け、保護者と連携し、適切に対応している。
- b) アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、専門的な指示を受け対応しているが改善が必要である。
- c) アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、専門的な指示を受けず、適切に対応していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 保育所保育指針第5章において、「体調不良、食物アレルギー、障がいのある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態に応じ」対応することとされています。
- アレルギー疾患、慢性疾患等の子どもにおいては、子どもの状況に応じて、主治医等、保護者との連携の下に保育所が適切な対応がとれるようにします。
- アレルギーにおいては誤食等により死に至ることもあるため、入所前に保護者から十分な聞き取りを行う他、日頃から主治医や嘱託医との連携を図ることや記録での配慮等、適切な対応策を講じておくことも重要となります。
- また、全職員にアレルギー疾患等についての必要な知識や情報が周知されていることも評価のポイントとなります。

評価の着眼点

- 主治医等による細かい指示のもと、保育所での生活に配慮をしている。
- 食事の献立や除去期間などに関する主治医等からの指示がある。
- アトピー性皮膚炎・食物アレルギーの子どもに対して、主治医の指示のもと、子どもの状況に応じて適切な対応を行っている。
- 食事の提供において、他の子どもたちとの相違に配慮している。

A-2-(3)-② 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。

【判断基準】

- a) 調理場、水周りなどの衛生管理のためのマニュアルがあり、常に清潔に保つなど適切に実施されている。
- b) 調理場、水周りなどの衛生管理のためのマニュアルはあるが、適切に実施されず改善が必要である。
- c) 調理場、水周りなどの衛生管理のためのマニュアルがなく、適切に実施されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもの安全を確保することは、最も基本的な保育の質の保証であり、保護者等が強く望むものです。衛生管理のための体制を整備することは最低限の義務として当然のことであり、保育の質の向上を目指す意味からも積極的に取り組む必要があります。
- また、衛生管理のための体制の確立には、施設長等が明確な目的意識のもとにリーダーシップを発揮することが求められます。
- 衛生管理の取組は、組織的・継続的に行われなければその成果は望めません。衛生管理を目的としたマニュアル等を整備した上で、組織内のシステムを確立し実行していくことは、職員全体で意識を向上させていくことにもつながります。なお、マニュアルは保育所の状況に応じて保育所独自に作成したものが望ましいが、自治体等が作成したもの、またはそれに準じたものを利用していてもよいこととします。

評価の着眼点

- ☐ 施設長等は衛生管理の取組について、リーダーシップを発揮している。
- ☐ 衛生管理等に関する担当者・担当部署を設置している。
- ☐ 担当者等を中心にして、定期的に衛生管理に関する検討会を開催している。
- ☐ 衛生管理マニュアルを作成し職員に周知、研修を行っている。
- ☐ マニュアルは定期的に見直しを行っている。

A-3 保護者に対する支援

A-3-(1) 家庭との緊密な連携

A-3-(1)-① 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。

【判断基準】

- a) 食を通して、保護者が食育に関心を持てるような十分な取組をしている。
- b) 食を通して、保護者が食育に関心を持てるような具体的な取組はをしているが、改善が必要である。
- c) 食を通して、保護者が食育に関心を持てるような具体的な取組をしていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 保育所保育指針第5章3「食育の推進」において、子どもが「意欲を持って食に関わる体験を積み重ね、食べる事を楽しみ、食事を楽しみ合う子どもに成長していくこと」を期待することなどが目標とされ、食育の計画や評価が努力義務とされました。
- 保育所における食事は、昨今の長時間保育や夜間保育の増加もあいまって家庭における食生活と同様に重要なものです。
- そのため、子どもの食生活について家庭と十分な連携を図ることが必要となります。
- 本評価基準では、子どもの食生活に関する家庭との連携についてその具体的な取組を評価します。
- なお、地域の子育て支援においても保護者の不安や悩みが多いことから、栄養士、調理員等との連携も含めて、保育所全体での取組が評価の対象となります。
- 保護者において食への理解が深まり、子どもと食べることやつくることに喜びがもてるような取組も大切です。

評価の着眼点

- 食育の計画を作成し評価するとともに、家庭との連携についても計画的に進められている。
- 家庭での食事の状況を把握している。
- 献立表をわかりやすく作成し、事前に配布している。
- レシピを提示するなどし、保護者に保育所で提供する食事に対する関心を促している。
- 保護者が試食できる機会を設けるなど、栄養・味付け・食べ方等、保育所で配慮していることを知らせている。

- サンプルを掲示し、その日の献立や量を子どもや保護者にも知らせている。
- 食材や食器の素材の安全性に留意し、保護者にも伝えている。
- 発育期にある子どもの食事の重要性を保護者に伝えている。
- 保護者からの食に関する相談、助言体験の機会を設けたり、保護者が食育に関心を持つような取組をしている。

A-3-(1)-② 家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。

【判断基準】

- a) 送迎の際の対話や連絡帳への記載などの日常的な情報交換に加えて、別の機会を設けて相談に応じたり個別面談などを行っている。
- b) 送迎の際の対話や連絡帳への記載などの日常的な情報交換や、個別面談などは行っているが、改善が必要である。
- c) 送迎の際の対話や連絡帳への記載などの日常的な情報交換や、個別面談などはない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 保育所保育指針第6章1「保育所における保護者に対する支援の基本」2「保育所に入所している子どもの保護者に対する支援」において、様々な場面を活用しながら一人ひとりの保護者に対する支援を行うことが記されています。
- 本評価基準では、子育て相談に応じたり、個別面談を行うなど、保護者に対する育児支援の取組状況について評価します。
- 子育て環境が大きく変化するなか、保育所には保護者の状況に応じた子育て相談の機能が期待されています。
- 具体的には、送迎の際の対話や連絡帳への記載などの日常的な情報交換のほか、様々な場面で必要とする保護者の子育て相談に応じたり、個別面談など個別の支援の機会を設ける等、積極的な取組を行っている点を評価します。
- 実際の評価にあたっては、保護者への案内や、実施実績の状況、日常的な情報交換の状況について記録などによって確認します。
- 保育所と保護者との情報交換の内容には、関係職員全員で共通理解を持っておく必要があるものも多いため、記録されていることが必要となります。
- 記録にあたってはどのような内容は記録に残さなければならないか、といった基準を明確に設け、記録する内容について職員間でばらつきが生じないようにすることが大切です。

評価の着眼点

- 個別の相談や送迎の際の対話など記録等によってそのことが確認できる。
- 連絡帳への記載などの日常的な情報交換を行っている。
- 様々な機会を活用して、保護者と共に子どもの成長の喜びを共有できるよう様々な支援をしている。
- 日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係がつけられている。
- 家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。

A-3-(1)-③ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通の理解を得るための機会を設けている。

【判断基準】

- a) 懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者の保育参加など、保護者と共通理解を得るための機会を十分に設けている。
- b) 懇談会などの話し合いの場を設けているが、保護者と共通理解を得るためには改善が必要である。
- c) 懇談会などの話し合いの場、保護者と共通理解を得るための機会を設けていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 保育所保育指針第6章2の(2)では、「保護者に対し、保育所における子どもの様子や日々の保育の意図などを説明し、保護者との相互理解を図るよう努めること」とされ、保育について保護者への理解を促す様々な取組が求められています。
- 日常的な対話や懇談会のほか、保育実践の場面に保護者が参加することも大切です。
- 保育を観るだけの保育参観に対して、保育参加は直接子どもとふれあい、働きかける機会です。子どもからの反応も直接的に実感できることから、保護者が保育の意図を理解したり、子どもの発達や育児をともに考える良いチャンスであると考えられます。
- 本評価基準では、日常的な対話や懇談会のほかに保護者の保育参加等、保護者と保育所が子どもの発達（育ち）の過程や問題、育児（子育て）の方法などについて共通理解を得るための機会を積極的に設けていることを評価します。

評価の着眼点

- ☐ 保護者に保育の意図や保育についての理解を促す機会を設けている。
- ☐ 保護者との相互理解のために懇談会などの話し合いの場を設けている。
- ☐ 保護者の保育参加など、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。

A-3-(1)-④ 虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。

【判断基準】

- a) 虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われている子どもの早期発見及び虐待の予防に積極的に努めている。
- b) 虐待に対応できる保育所内の体制の下、虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努めているが、取り組みの改善が必要である。
- c) 不適切な養育や虐待を疑われる子どもの早期発見や虐待の予防に努めていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 児童虐待防止法第5条では、「学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない」と規定されています。
- また、「児童虐待の予防」「児童虐待の防止」「児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援」に関する国及び地方公共団体の施策への協力への努力義務が規定されています。
- さらに、「児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発」への努力義務が規定されています。
- 保育所保育指針解説書には、「子どもの身体の状態、情緒面や行動、養育の状態等について、普段からきめ細かに観察することが必要」「保護者や家族の日常生活や言動等の状態を見守ることが望まれます」とされています。日頃から児童虐待の兆候を見逃さないように保護者や子どもの様子に細心の注意を払うことが必要であり、職員にもそのための意識を涵養することが重要です。
- 万が一、不適切な養育や虐待が疑われるような場合には情報が施設長に必ず届くような体制を整えておくことが求められます。例えば、マニュアルの整備とマニュアルに基づく職員研修の実施等があげられます。また、施設長は速やかに関係機関につなげていくことができるよう、連携体制を整えておく必要があります。

評価の着眼点

- ☐ 不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努めている。
- ☐ 子どもの心身の状態に配慮している。
- ☐ 養育が不適切になる恐れがあると思われる場合には、常に予防的に精神面、生活面を援助している。
- ☐ 保護者や家族の養育状態、特に不適切な養育状態の把握に努めている。

- ☐ 児童虐待及びその防止に関して保護者への啓発に努めている。
- ☐ 職員に対して不適切な養育や虐待が疑われる子どもの特徴をはじめ、虐待に関する理解を促すための取組を行っている。
- ☐ 児童虐待を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。
- ☐ マニュアルに基づく職員研修を実施している。

| | |-------| | 言葉の定義 | |-------|

不適切な養育：保護者の養育に不適切な関わりが見られ、それにより子どもが苦痛を感じたり、子どもの心身に問題や危険が生じるような状態。